

日本精神神経学会「国際学会派遣賞」規程

第1条 趣旨

日本精神神経学会「国際学会派遣賞」（以下、国際学会派遣賞）は、日本精神神経学会の国際交流活動の活発化を目的として、日本精神神経学会が指定する学術大会の対象となるシンポジウムにおいて、英語等で発表を行う若手会員若干名を選考し、授与する賞とする。

第2条 対象

国際学会派遣賞の対象となる学術大会、シンポジウムは、日本精神神経学会が指定する。

第3条 応募条件

- a. 国際学会派遣賞の対象となる学術大会において、英語等でシンポジウムでの発表を行う。
- b. 学術大会参加時の年齢が40歳以下、または精神医療・医学従事歴10年以下である。
- c. 過去に国際学会派遣賞を受賞していない。
- d. 過去に日本精神神経学会から国際学会に派遣されていない。
- e. 推薦者は会員とする。

第4条 応募受付

募集情報は学会ウェブサイトに掲載し、日本精神神経学会会員から応募を受け付ける。

第5条 選考方法

提出された申請書を対象として、国際委員会の委員が内規に基づいて抄録を評価し、国際委員会において選考する。

ただし、自らが選考対象となっている国際委員会委員は評価を実施しないものとする。

第6条 表彰

国際学会派遣賞は日本精神神経学会の学術総会期間内に授賞式を行うものとし、学会理事長は受賞者に賞状等を授与する。

第7条 旅費

日本国内の移動交通費、日本から学術大会開催地への航空券代については学会支給基準に基づき支給する。

第8条 名称

この賞の英語名を、JSPN Travel Award と称する。

附則

- 一 この規程は、理事会の承認を得て改定できるものとする。
- 二 令和6年7月17日制定
- 三 令和8年3月13日制定